

定 款

三光産業株式会社

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、三光産業株式会社と称し、英文では SANKO SANGYO CO.,LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 接着剤付きラベル・マーク・ステッカー・ネームプレート等の特殊印刷製品の企画並びにその製造販売
2. カレンダー・カタログ等の一般商業印刷製品の企画並びにその製造販売
3. 食料品、飲料、日用品、文具品、衛生用品、服飾品、雑貨、機械・器具、電気製品、医薬品、医療機器、医療消耗品、介護用品等の企画、製造販売、レンタル並びにこれらの仲介
4. 玩具、ホビー、キャラクター等を利用した販売促進用品・贈答用品、学習教材、アウトドア用品、スポーツ用品等の企画、製造販売、レンタル並びにこれらの仲介
5. 広告及び宣伝に関する企画、マーケティング、コンサルティング、デザイン、制作、販売及び代理店業務
6. イベントの企画、運営事業
7. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋及び管理
8. 運送取扱業及び代理業、陸上運送業、海上運送業、港湾運送業、貨物利用運送事業、通関業、船舶代理業並びに倉庫業
9. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、1, 520万株とする。

(単元株式数)

第6条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(株式取扱規則)

第7条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 当会社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(基準日)

第9条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に隨時招集する。

(招集権者及び議長)

第11条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- ② 当社の株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議)

第12条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第15条 当会社は取締役会を置く。

(員数)

第16条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、9名以内とし、監査等委員である取締役は4名以内とする。

(選任)

第17条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

- ② 当会社の取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の解任)

第18条 当会社の取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第19条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- ③ 補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議により選任する。

- ② 当会社は、取締役会の決議により取締役名誉会長、取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第22条 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第23条 当会社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項により、取締役会の決議によって、取締役会にお

いて決定すべき重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第26条 当会社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第27条 当会社の取締役の報酬賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(取締役の責任限定契約)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第30条 当会社は、監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 当会社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日より3日前までに発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規則)

第32条 当会社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第33条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第35条 会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定期株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第37条 当会社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第39条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間等)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

② 前項の金銭には利息をつけない。

附則

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第56回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

改訂履歴

1. 昭和62年12月10日全面改訂
2. 平成 元年 6月28日一部改訂
3. 平成 3年 6月27日一部改訂
4. 平成 6年 6月29日一部改訂
5. 平成 9年 6月27日一部改訂
6. 平成11年 6月29日一部改訂
7. 平成12年 2月21日一部改訂
8. 平成14年 6月27日一部改訂
9. 平成15年 6月27日一部改訂
10. 平成16年 6月29日一部改訂
11. 平成17年 6月29日一部改訂
12. 平成18年 6月29日一部改訂
13. 平成21年 1月 5日一部改訂
14. 平成21年 9月 1日一部改訂
15. 平成22年 1月 6日一部改訂
16. 平成28年 6月29日一部改訂
17. 令和 3年 6月29日一部改訂
18. 令和 4年 6月29日一部改訂
19. 令和 5年 6月29日一部改訂